

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、当社は経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制および株主重視の公正な経営システムを構築し維持していくことが重要な経営課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

原則1-4【いわゆる政策保有株式】

○取引先等との関係維持が企業価値を向上させ、当社の中長期的な事業戦略に必要と認められる場合に政策保有を行います。取締役会においては、その保有意義・合理性を、資金活用方法やリスクを多角的な観点で検討します。
なお、議決権行使に際しては、投資先企業の成長、あるいは当社の利益に資するかどうか等を総合的に勘案して判断します。

原則1-7【関連当事者間の取引】

○上場会社とその役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視取引の承認を含む)を行うべきである。

原則3-1【情報開示の充実】

補充原則3-1(2)

○当社は現在の株主構成において海外投資家の比率が低いと考えており、英文での情報開示を行っておりません。ただし、今後の親会社との協力体制確立に伴う製品戦略等を勘案する等したうえで企業情報の開示体制の一環として検討してまいります。

原則4-8【独立社外取締役の有効な活用】

補充原則4-8(1)補充原則4-8(2)

○原則4-7に記載のとおり、当社は取締役5名のうち、企業経営経験者と税理士の2名を独立社外取締役として選任しております。毎月開催している取締役会及び監査等委員会に出席しており、また必要に応じて連絡調整が可能な連携体制を確保しています。

原則4-11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(3)

○取締役会全体の実効性についての自己分析・評価は現在行っておりません。今後今後、自己分析・評価に関して検討を行っていく予定です。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

補充原則5-1(1)補充原則5-1(2)

○当社では小規模体制であることから、経営陣幹部である管理本部長がIR責任者となり、適切な情報開示を行うとともに、管理本部を窓口として株主・投資家からの問い合わせに対応しています。また基本原則5に記載のとおり、四半期ごとに決算説明会を開催し社長自らの説明ならびに資料の公開を行っております。

今後株主・投資家との対話機会の多様化を想定し、可能な範囲での取締役またはIR責任者との懇談の機会の検討や、当社ホームページ内IR情報ページ上における当社にまつわる説明、事業状況の報告や方針の開示、株主・投資家からの意見とそれに対するフィードバック可能な範囲での公開を行う等について、よりわかりやすく見ていただくための施策を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4【いわゆる政策保有株式】

○取引先等との関係維持が企業価値を向上させ、当社の中長期的な事業戦略に必要と認められる場合に政策保有を行います。取締役会においては、その保有意義・合理性を、資金活用方法やリスクを多角的な観点で検討します。
なお、議決権行使に際しては、投資先企業の成長、あるいは当社の利益に資するかどうか等を総合的に勘案して判断します。

原則1-7【関連当事者間の取引】

○当社は、関連当事者間の取引について、該当する特別の利害関係を有する取締役はその決議に参加できないこと、ならびにその取締役は定足数および決議数の算定にあたり、取締役の数に算入しない旨を取締役会規程に定めております。

原則3-1【情報開示の充実】

補充原則3-1(1)

○経営ビジョン、中期経営計画等は、当社ホームページおよび決算資料等で開示し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方はコーポレートガバナンス報告書で開示します。

○取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により定められる報酬総額の限度内で、業績、経営内容等を勘案し取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は監査役会の協議により決定しています。

○当社は、社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針は設けておりません。ただし、社外取締役 廣田大介氏及び加藤正彦氏は、いずれも当社との人的関係、資本的關係、及び取引関係等その他利害関係が存在しないことを確認しています。また、社外取締役候補者の選任理由につきましては株主総会招集通知にて開示しています。

○経営幹部の選任にあたっては、当社での業務に対する知識とその経験に基づいた実績を以て、従業員の指導支援を行える資質を持つ人物を執行役員規程に定めた手続きに則り選任しています。

原則4-1【取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

○法令、定款および取締役会規程をはじめとする各規程にて定められた基準に則り、取締役会による専決事項とされている以外の業務執行決定を、取締役会以下の会議体および各職位へ委任します。委任の範囲を明確にし、各業務分野における業務執行の機動性と専門性を確保します。

原則4-8【独立社外取締役の有効な活用】

○原則4-7に記載のとおり、当社は取締役5名のうち、企業経営経験者と税理士の2名を独立社外取締役として選任しております。毎月開催している取締役会及び監査等委員会に出席しており、また必要に応じて連絡調整が可能な連携体制を確保しています。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

○当社の独立社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に準拠しております。独立社外取締役については、経験と識見から当社の論理に捉われない客観的視点を以て率直な意見を述べる人物を選定しており、取締役会においては忌憚らない意見を述べるように配慮しています。

原則4-11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

○当社は、取締役会が客観的中立的な経営監視機能を発揮できるよう、高い独立性を確保し専門的な知見を有する人物を選任する方針であり、現在選任されている取締役は、原則3-1に記載のとおり方針に沿った選任を実施しております。

原則4-14【取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(1)

○当社取締役および監査等委員は、各自が所属する団体のセミナーや勉強会において、各人判断で必要な情報収集と知識の習得を実施しており、会社はかかる費用を負担することによりその活動を奨励支援しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ブイキューブ	817,900	61.49
間下 直晃	80,000	6.01
細羽 強	52,300	3.93
中村 尚樹	19,000	1.42
株式会社ブイ・シー・エヌ	18,000	1.35
株式会社SBI証券	16,100	1.21
松岡 秀紀	13,000	0.97
廣田 大介	10,000	0.75
荒引 博明	10,000	0.75
守国 綾一	10,000	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社ブイキューブ (上場:東京) (コード) 3681

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期 更新	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

当社と親会社及びそのグループとの取引については、一般的市場取引と同等の条件にて行うことを基本方針とし、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示して、一案件毎に価格交渉のうえ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
廣田 大介	税理士													
加藤 正彦	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣田 大介	○	○	—	税理士としての専門的知識、経験等を当社の経営に生かしていただけると判断いたしました。 (独立役員指定理由) 大株主ではありますが、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。
加藤 正彦	○	○	—	経営の客観性の保持とコーポレートガバナンス充実のため選任しております。 (独立役員指定理由) 独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥協性・適正性を確保するための役割をはたしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員の意見に基づき実施しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、経理・財務等管理関連部門が監査体制の確保に努め、外部会計監査人と連携し、監査日程の取決めを行い、外部会計監査人が適切な監査を行えるよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績に対する貢献を期待して導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績に対する貢献を期待し、当社と契約しているインストラクターも付与対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年4月1日から平成28年3月31日の報酬は以下のとおりであります。

取締役 24,736千円 監査役 5,371千円
 取締役(監査等委員を除く) 3,782千円
 取締役(監査等委員) 1,144千円

当社は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

【社外取締役のサポート体制】更新

管理部門からは、スケジュール管理、業績、財務に関する資料の提供を、コンプライアンス部門からは内部統制の報告等を行っており、これらに対し、社外取締役からは助言や提案、適合性に関する発言を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は監査等委員会設置会社という経営形態を採用しており、監査等委員でない取締役2名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の経営体制であります。

取締役会

取締役会は、取締役2名(監査等委員である者を除く。)と監査等委員である取締役3名の計5名で構成されており、少人数で効率的な監督体制を整えております。定時取締役会は、月1回開催しており、監査等委員3名も出席し、取締役(監査等委員である者を除く。)の職務執行を監督しております。なお、重要案件が生じた場合には、随時臨時取締役会を開催しております。

経営会議

取締役、各部門長により、随時必要に応じて経営会議を開催しており経営の迅速化・競争力維持に努めております。また監査等委員も出席し取締役、各部門長の職務執行を監督しております。

内部統制会議

代表取締役、各部門長及び内部統制担当により必要に応じて随時内部統制会議を開催しており、業務の報告、改善事項等を検討し業務の適正化に努めております。

監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、うち2名は独立性の高い社外取締役となっております。監査等委員会は原則として、月1回開催しており、経営の基本方針並びに法令で定められた事項や経営に関する重要事項について監査を行うこととしております。

内部監査

当社は、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化、迅速化、及び資産の保全に資することを目的としてコンプライアンス部門を中心に構成されたメンバーによる内部監査を実施しております。

会計監査人

会計監査は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

業務執行の迅速化、効率化を図るとともに、取締役会の監査機能をより強化するための体制としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	早期開催を目指すとともに、今回は開始時間を午後開催といたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2016年2月に個人投資家向けにオンライン事業説明会を初めて実施いたしました。現在定期的な説明会の開催は実施しておりませんが、今後定期的な説明会の実施の有無について検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.istudy.co.jp)のIR欄に決算短信、決算説明会資料等のIR資料を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	小規模のため兼任となりますが、IR担当部門を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	法令遵守、リスク管理の対策を講じ、適正な会計処理、定期的な内部監査の実施、積極的な開示を行い、経営の透明性を高めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- ＜1＞ 取締役・使用人の職務執行の法令・定款への適合を確保する体制
イ当社は、当社の企業活動が社会への貢献を維持継続させていくために、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考えております。
ロ取締役ならびに使用人に法令・定款の遵守を徹底するために、社長直轄のもとコンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに学習機会を定期的に設けて周知徹底を行っております。
ハ当社は定期的に実施する内部監査により業務状況を把握し、業務の実態が法令、定款及び社内諸規程に則して適正かつ合理的に行われているかを監査し、資産の保全に資することを目的として改善活動に努めております。
ニ当社は、コンプライアンス体制の維持・確立を目的として、コンプライアンスに関する違反行為の疑義に気がついた時には通報相談を受付ける通報相談窓口を設けております。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行っておりません。
ホ当社は、内部統制システムを適切に整備し、内部統制会議を開催するなど定期的かつ必要に応じた見直しにより改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を構築しております。
- ＜2＞ 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存を行います。文書の保管については文書管理規程、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録は取締役会規程、というように各規程に基づき定められた期間保存します。また必要に応じて取締役が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。
- ＜3＞ 損失の危険の管理規程その他の体制
当社は、当社の事業展開上様々な危険に対処すべく、社長を委員長とした、「リスクマネジメント委員会」を設け、リスク管理規程に基づき、各部門長が参加し、定期的に対応策の見直しを行います。また、「リスクマネジメント委員会」により、リスク管理に関する体制、方針及び施策等を総合的に検討し取締役会に答申を行っております。
- ＜4＞ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ取締役会は5名の取締役で構成され、取締役会付議・取締役会規則に則り会社の業務執行を決定しております。
ロ当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項や重要顧客案件の報告、相談を行い業務執行状況の把握、監督を行います。また、取締役および各部門長による経営会議を必要に応じて開催し、執行計画の進捗管理等の推進を行っており、四半期に1回、全社員を招聘した報告会を開き、業績目標に対する進捗を共有しております。
- ＜5＞ 会社並びに親会社及び親会社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ親会社等と当社及び親会社グループとの間における不適切な取引や、不正な会計処理防止のため、適宜、情報交換を行うことにより、当社の独立性を十分に確保する体制を構築しております。
- ＜6＞ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人の任命を行っております。
- ＜7＞ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員の意見に基づき実施しております。
- ＜8＞ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
イ監査等委員は、取締役会、経営会議、四半期毎に実施する営業戦略会議に出席し、重要な報告を受けております。
ロ稟議案件の査閲、月次の財務データ等の閲覧により業務執行状況を把握しております。
ハ取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに監査等委員に報告しております。
- ＜9＞ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員監査の環境整備に必要な措置をとっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- イ反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。反社会的勢力による不当な介入を許さずとなく、断固として排除する姿勢で取り組み、これらの被害の予防に必要な措置を講じております。
- ロ反社会的勢力排除に向けた整備状況
1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を実現するため、社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の取組みを行っております。
2) 相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消することとしております。
3) 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役、取締役等の経営陣以下、組織全体として対応します。その際には、あらゆる民事上刑事上の法的対抗手

段を講じることとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の株主構成上、現時点では、買収に関する防衛策は、特に行っておりませんが、今後の資本施策の計画において検討していく予定です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

